

令和7年3月6日

相模原市発表資料

障害児入所施設の利用に係る負担上限額の算定誤りについて

医療型障害児入所施設に入所している児童について、保護者が毎月支払う負担額の上限額を誤って算定していましたので、次のとおりお知らせいたします。

本件につきましては、対象の市民および関係者の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 期間

令和4年6月から令和7年1月まで

2 対象児童

1名

3 事案の経過

保護者が毎月支払う、児童に対する支援および医療に係る負担額の算定に当たり、使用している自動計算シートへの入力を誤ったことにより、誤った負担上限額で決定してしまいました。現在、当該負担金の額を最終確認しておりますが、保護者の方には1の期間中に、おおよそ22,000円多くお支払いいただいていたいました。

4 対応

対象児童の保護者の方に、謝罪するとともに、返金となる旨を案内いたしました。また、施設に対しても事情を説明し、正しい算定額への修正をお願いしました。

5 再発防止に向けて

今後、保護者への負担上限額を算定する際には複数人で確認を行うことを徹底し、再発防止に努めます。

問合せ先

児童相談所相談支援課

直通電話 042-730-3500

対応責任者 藤田信子